

第1章 調査の概要

第1節 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成18年度は、施行後20年目に入った男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置、昇進、ポジティブ・アクション等の雇用管理状況に加え、仕事と育児の両立に関する事項についても併せて調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、礼文郡、利尻郡
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
島根県	隠岐郡
長崎県	五島市、北松浦郡小値賀町、南松浦郡、壱岐市、対馬市
鹿児島県	奄美市、西之表市、鹿児島郡三島村及び十島村、熊毛郡、大島郡
沖縄県	国頭郡伊江村、島尻郡久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古郡、八重山郡

(2) 産業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。

- ア 鉱業
- イ 建設業
- ウ 製造業
- エ 電気・ガス・熱供給・水道業
- オ 情報通信業
- カ 運輸業
- キ 卸売・小売業
- ク 金融・保険業
- ケ 不動産業
- コ 飲食店、宿泊業
- サ 医療、福祉
- シ 教育、学習支援業〈学校教育を除く〉
- ス 複合サービス事業
- セ サービス業（他に分類されないもの）〈家事サービス業、外国公務を除く〉

(3) 企業

上記(2)の産業に属し、本社において常用労働者30人以上を雇用している民営企業のうちから、産業・規模別に層化して抽出した約7,000企業。

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 企業の属性に関する事項

- ア 企業の名称及び所在地
- イ 主な事業内容又は主要製品
- ウ 常用労働者数
- エ 労働組合の有無

(2) 女性の雇用管理に関する事項

① 採用について

- ア 新規学卒者及び中途採用者の採用状況
- イ 男性のみ採用の理由
- ウ 再就職女性の採用状況
- エ コース別雇用管理制度の状況

② 配置について

- ア 部門別の配置状況
- イ 女性の職域の拡大状況

③ 昇進について

- ア 役職別の登用状況
- イ 女性の管理職が少ない又はいない理由

④ ポジティブ・アクション（女性の活躍推進）について

- ア ポジティブ・アクションの取組状況
- イ ポジティブ・アクションに取り組まない理由
- ウ 女性の活躍を推進する上での問題点

⑤ セクシュアルハラスメントの防止のための取組について

- ア セクシュアルハラスメントの防止のための取組内容
- イ セクシュアルハラスメントの防止のための相談・苦情対応窓口設置内容
- ウ 男性を対象とした取組の有無
- エ セクシュアルハラスメント事案の有無及び対応
- オ セクシュアルハラスメントが起こった場合、対応として特に難しいと感じている内容

⑥ 仕事と育児の両立について

- ア 育児休業制度の利用者の状況について
- イ 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無について

4 調査の対象期日

原則として、平成18年10月1日現在とした。

ただし、育児休業を開始した者の数については、平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までに出産した者又は配偶者が出産した者のうち、平成 18 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者について調査した。

5 調査の実施期間

平成 18 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までとした。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局——都道府県労働局雇用均等室——報告者

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成 18 年度女性雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

ア 都道府県労働局雇用均等室経由の自計式郵送調査の方法により行った。

イ 都道府県労働局雇用均等室長は、調査対象企業から提出された調査票を審査し、これをとりまとめた上、平成 18 年 11 月 30 日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に提出するものとした。

8 有効回答数、有効回答率

有効回答数は 5,937、有効回答率は 85.4%であった。

第 2 節 標本設計

1 母集団について

(1) 調査の範囲

全国の 14 大産業に属する本社において常用労働者 30 人以上を雇用している民間企業。

(2) 母集団数

約 10 万 1 千企業

(3) サンプルフレーム

平成 16 年事業所・企業統計調査により把握された企業名簿

2 標本設計

(1) 抽出方法

企業を産業、企業規模別に層化し、一定精度を確保しつつ抽出する、層化無作為抽出法としている。

(2) 目標精度及び標本数

目標精度は、産業大分類（製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業については中分類）の規模別に、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ企業数の全企業に対する割合が 50%のときの標準誤

差が概ね5%以内になるように設定した。標本数は、さらに回収率を考慮して約7千企業を抽出した。

$$V^2 = \frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{P(1 - P)}{n}$$

V = 標準誤差
 N = 母集団企業数
 n = 調査対象企業数
 P = 特定の属性を持つ企業の割合 (= 0.5)

(3) 達成精度

達成精度は、ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業割合の標準誤差を算出した。

産業別・企業規模別の達成精度は次のとおりである。

産業別・企業規模別の達成精度
(ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業割合)
(単位：%)

分類	推計値	標準誤差
【産業大分類】		
鉱業	9.5	3.0
建設業	13.7	3.3
製造業	19.5	0.9
消費関連製造業	19.8	1.9
素材関連製造業	16.7	1.2
機械関連製造業	21.4	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	19.3	2.5
情報通信業	26.9	3.9
運輸業	13.6	2.7
卸売・小売業	26.4	2.9
卸売業	24.0	3.8
小売業	29.7	4.3
金融・保険業	40.1	3.0
不動産業	28.8	4.5
飲食店、宿泊業	29.4	3.4
飲食店	24.0	5.4
宿泊業	32.7	4.4
医療、福祉	25.7	4.7
教育、学習支援業	37.4	5.7
サービス業（他に分類されないもの）	20.6	1.3
生活関連（機械関係以外）	26.8	2.9
生活関連（機械関連）	16.0	2.5
事業関連	19.1	1.9
社会関連	19.2	3.3
【事業所規模】		
5,000人以上	66.5	0.0
1,000～4,999人	49.7	1.7
300～999人	35.8	1.5
100～299人	23.4	1.2
30～99人	17.4	1.1

第3節 用語の説明

(1) 常用労働者

以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。
- ② 臨時又は日雇労働者等で、調査前2か月（平成18年8月、9月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する、他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問わない。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除く。）。

(2) 正社員・正職員

常用労働者のうち、調査対象企業において「正社員・正職員」とする者。

(3) 管理職等

企業の組織系列の各部署において、部長、課長、係長等配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含む。

(4) コース別雇用管理制度

企画的業務や定型的業務等の業務内容や、転居を伴う転勤の有無等によって幾つかのコースを設定して、コースごとに異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステム。

典型的には、いわゆる「総合職」、「一般職」等のコースを設定して雇用管理を行うもの。また、例えば、一般職群や専門職群等一定の業務内容や専門性等によってコース類似の複数の雇用管理グループを形成し、そのグループごとに賃金、配置、昇進等の面で異なった取扱いをするものや、勤務地のみに着目し、いわゆる典型的なコース別雇用管理に類似した雇用管理を行うものも含む。

(5) ポジティブ・アクション

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消し、女性労働者の能力発揮を促進するために企業が行う自主的かつ積極的な取組。

単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組全般を指す。

男女雇用機会均等法には、企業がそれぞれの状況に応じて具体的に取り組むことができるように国が援助できる旨の規定が設けられている。

(6) 出産者

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間に出産した者又は配偶者が出産した者。

(7) 育児休業取得者

(6)の出産者のうち、平成18年10月1日までの間に育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

(8) 育児のための勤務時間短縮等の措置

育児・介護休業法に定められた、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置。具体的には、以下の①～⑥の措置をいう。

①短時間勤務制度

②育児のためのフレックスタイム制度

③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

④所定外労働をさせない制度

⑤託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

⑥育児休業の制度に準ずる措置

第4節 調査結果利用上の注意

(1) この調査は、標本調査であるため、母集団に復元後、算出した構成比を調査結果として表章している。

(2) 構成比は小数点以下第2位(男性の育児休業取得率のみ小数点以下第3位)を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(3) M. A. (Multiple Answer の略) の表示のある統計表は、複数回答であるため、構成比は合計しても必ずしも100とはならない。

(4) 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「-」で表示した。

(5) 統計表中、「0.0」は集計した数値が表章単位に満たないものである。

(6) 統計表中、左横に「*」を付した数値は、構成比の分母となるサンプル数が少ない(2以下)ため、結果の利用には注意を要する。

(7) 調査対象産業のうち、①教育、学習支援業：学校教育を除く、②複合サービス事業：企業数が少ないため調査不能、③サービス業(他に分類されないもの)：家事サービス業、外国公務を除く、とする。

また、集計結果表章に当たって用いた産業区分のうち、以下の産業区分は、日本標準産業分類の中分類をまとめ、この調査独自の名称をつけたものである。

F 製造業

消費関連製造業

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)

12 衣服・その他の繊維製品製造業

14 家具・装備品製造業

16 印刷・同関連業

21 なめし革・同製品・毛皮製造業

32 その他の製造業

素材関連製造業

- 13 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 15 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 17 化学工業
- 18 石油製品・石炭製品製造業
- 19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
- 20 ゴム製品製造業
- 22 窯業・土石製品製造業
- 23 鉄鋼業
- 24 非鉄金属製造業
- 25 金属製品製造業

機械関連製造業

- 26 一般機械器具製造業
- 27 電気機械器具製造業
- 28 情報通信機械器具製造業
- 29 電子部品・デバイス製造業
- 30 輸送用機械器具製造業製造業
- 31 精密機械器具製造業

J 卸売・小売業

卸売業

- 49 各種商品卸売業
- 50 繊維・衣服等卸売業
- 51 飲食料品卸売業
- 52 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
- 53 機械器具卸売業
- 54 その他の卸売業

小売業

- 55 各種商品小売業
- 56 織物・衣服・身の回り品小売業
- 57 飲食料品小売業
- 58 自動車・自転車小売業
- 59 家具・じゅう器・機械器具小売業
- 60 その他の小売業

M 飲食店，宿泊業

飲食店

- 70 一般飲食店
- 71 遊興飲食店

宿泊業

72 宿泊業

Q サービス業（他に分類されないもの）

生活関連（機械関係以外）

- 82 洗濯・理容・美容・浴場業
- 83 その他の生活関連サービス業
- 84 娯楽業

生活関連（機械関係）

- 86 自動車整備業
- 87 機械等修理業（別掲を除く）

事業関連

- 80 専門サービス業（他に分類されないもの）
- 88 物品賃貸業
- 89 広告業
- 90 その他の事業サービス業

社会関連

- 81 学術・開発研究機関
- 85 廃棄物処理業
- 91 政治・経済・文化団体
- 92 宗教
- 93 その他のサービス業

【参考】

産業、企業規模別調査対象企業数（推計数）一覧表

本報告書の統計表は構成比で示してあるが、主な区分の推計企業数は以下のとおりである。

産 業	企 業 規 模					
	企業規模計	5,000人以上	1,000～4,999人	300～999人	100～299人	30～99人
調 査 産 業 計	90,017	200	1,867	6,167	19,565	62,218
D 鉱業	62	-	1	5	4	52
E 建設業	9,833	8	111	332	1,218	8,165
F 製造業	28,677	74	541	1,966	6,984	19,112
G 電気・ガス・熱供給・水道業	157	7	8	11	38	93
H 情報通信業	4,112	7	123	306	1,175	2,500
I 運輸業	10,885	17	104	473	2,374	7,917
J 卸売・小売業	15,484	46	527	1,687	3,269	9,955
K 金融・保険業	717	14	140	102	219	242
L 不動産業	941	1	23	87	212	618
M 飲食店、宿泊業	3,280	13	62	124	615	2,466
N 医療、福祉	830	-	4	41	89	696
O 教育、学習支援業	837	-	7	34	102	695
Q サービス業（他に分類されないもの）	14,201	13	216	1,000	3,266	9,707